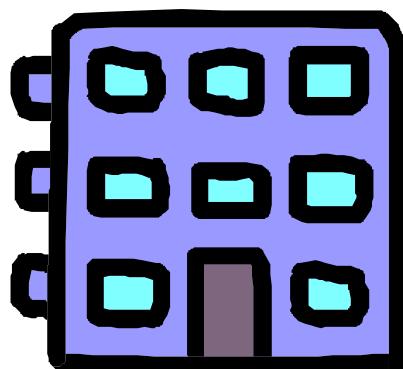


災害共済関係事業事務担当者研修会

公有建物災害共済事業に関する留意点

(共済金請求編)



公有建物災害共済事業における共済金請求等に関する留意点

1 共済金請求関係

(1) 罷災時の大まかな流れ

①速報提出（提出要件該当の場合）

速報が必要な罷災であれば、島根県町村会へ罷災速報を行う。

《速報の目的》

罷災原因（出火元機器含む）、罷災現場の状況（罷災原因を特定するに十分な写真の確保など）及び修繕内容などを事前に把握し、必要に応じて確認することで、過剰修理等の共済金支払対象外となる修繕を抑制し修繕内容の適正性を確保するとともに、過剰な修繕費用の抑制を図る。

《速報提出要件》

- (1) 落雷～推定損害額100万円以上
- (2) 落雷以外～推定損害額300万円以上
- (3) その他事前に確認が必要と考えられるもの

《速報後の流れ》

別添「《資料4-2》罷災速報等のフロー」参照

②修理の契約・着工

※罷災速報事案の場合は、本会の了承後に契約・着工すること

⇒了承なく契約・着工をした場合、共済金が十分に支払えないケースあり。

③共済金請求

修理が完了し、業者からの請求到着後に、本会へ共済金請求

(2) 共済金請求関係書類について

以下の書類は、**必ず2部作成**し、送付してください。

区分		参考
建物災害共済金請求書	○	・共済金請求者（団体長）の捺印のあるもの
承認証の写し	○	
罹災（事故）証明書	○	・火 災 ⇒ 消防署の罹災証明 ・車両の衝突 ⇒ 事故証明書等 ・破 壊 行 為 ⇒ 被害届出の警察受付受理書等 ※その他の罹災については、不要。
念書	△	・第三者の行為による損害の場合
損害額明細書	○	・支払請求書又は工事請負契約書とする ⇒請求内訳のわかる書類も添付すること（見積書など） ・修復しない場合（※） ⇒見積書+建物台帳等建物の <u>創設年月日</u> のわかる資料
再調達価格見積書	△	原則、次の要件に一つでも該当すれば省略可能 (該当しても全国自治協会が提出を求める場合あり) ①1物件あたりの損害額500万円以下 ②地震、噴火、津波による損害
配置図	○	・物件番号等を明記すること
罹災建物等の平面図	○	・面積の確認ができるように ⇒全階分の平面図や間取りの長さの記入のあるもの ・損害箇所等への印しを要す
罹災状況の写真	○	・施設全景と損害箇所の写真 ・修繕(交換)前、中、後の写真（説明等を記載） ・逆光に注意し、鮮明なカラー写真で ※詳細は、「6 罹災状況写真についての留意点等」参照
損害調査報告書	△	・落雷による損害の場合
災害発生の確認資料	△	・火 災 ⇒当該火災の新聞記事 ・落 雷 ⇒①気象台の観測情報、②電力会社の停電証明、③電力会社等のHPの落雷情報、職員等の証言のいずれか
その他	△	・収容動産などを機器一式で加入している場合、その内訳書 ・全国自治協会が必要とする書類

○印は必須、△印は場合により必要。

※現状復旧費は消費税込とする。ただし、復旧しない場合は、消費税は控除する。

2 災害共済金

災害共済金 = 損害額 × 共済責任額 (= 共済基準額 × 加入率) ÷ 再調達価額
(円単位未満四捨五入)

ここに注意！

⇒ 時価による共済委託の場合、共済の目的を復旧（修復）しない場合など
⇒ 損害額から経年減価額を控除した残額が共済金額

《算式》

災害共済金（円単位未満四捨五入）

= 損害額（時価額）×共済責任額（= 共済基準額 × 加入率）÷ 建物時価額（再調達価額）

ただし、損害額から経年減価額を控除した時価額での損害額が共済金の限度となる。

3 共済金の支払対象損害と免責

	罹災原因	根拠規定 (業務規程)
支 払 対 象 損 害	①火 災	6条1項
	②落 雷	
	③破 裂・爆 発	
	④外部からの物体の落下・飛来・衝突、倒壊	
	⑤車両の衝突・接触	
	⑥破 壊 行 為	
	⑦ガラス破損	
	⑧風 水 害	
	⑨雪 害	
	⑩土 砂 災 害	
免 責	上記①～⑩のいずれにもあたらない損害 Ex. 紛失、盗難、自然の消耗、劣化、ネズミ食い、虫食い等	9条
免 責	上記④～⑩で、1回の災害の損害額が1万円未満の場合	6条2項

4 請求時の留意点

☞ 過剰修理・機能改善等ではないか（損害箇所の現状復旧になっているか）

《過剰修理関係について》

- ◆過剰修理については、共済金が支払われません！
- ◆風水害、雪害において特に過剰修理（劣化によるもの、罹災による損害の修復に合わせた改修工事など）が増加傾向にある。

⇒過剰修理に該当しないか不安がある場合は、事前に速報にて確認を！

《過剰修理の例》

屋根の全面貼替、劣化に起因する防水シート・防水塗装、樋の全体改修費の各請求
⇒写真、図面等の十分な資料（ニ本会が必要とする資料）が必要

【過剰修理とされた事例①】

- ①報告された罹災内容：強風により、屋根がはがれた。
- ②本会の対応：屋根の右面には貼替えるまでの損害がないと判断
写真鑑定を実施し、はがれた左面分のみを認定



罹災写真①



罹災写真②



罹災写真③



修復後写真①



修復後写真②

屋根右面には損害なし

【過剰修理とされた事例②】

- ①報告された罹災内容：降り積もった雪の重みにより、雨樋を損傷
- ②本会の対応

写真から過剰修理があると判断。原状復旧費用を請求するよう依頼。



施工前



施工前（拡大）



施工後（拡大）

《機能改善関係について》

◆原状復旧でないもの＝機能改善（高機能な機器への交換）については、
原状復旧費を超える共済金は支払われません！

▶罹災機器の修繕に際して、機器の更新費用が含まれている場合

⇒原状復旧費ではないため認められません。
あらかじめ見積書等で確認をお願いします。

▶修理写真等で、交換前・後の機器類が同一のものか確認できない場合

⇒業者からの報告書に「既設品と同一機種であること」を明記・資料添付してもらうこと

▶同一の機器が製造中止になっており、後継機種（既設品と同一クラス）により交換修理を行う場合

⇒業者からの報告書に、「既設品が製造中止になっていること、交換品が後継機種（既設品と同一クラス）であること」がわかるよう明記・資料添付してもらうこと

※参考：現状復旧費でないとダメということは、原則、設計費も認められません。

（＝原状復旧であれば、新たに設計は不要となるため）

5 罹災原因ごとの留意点

(1) 火災

☞ 出火原因及び出火元が必ず特定できるように！

◆火災による損害は、高額罹災の可能性が高く、現地調査を要することが多い。

◆「出火原因＝電気器具等電気系統」で、製造者や施工業者に責任がある場合
⇒共済金請求ではなく、損害賠償請求となる。

※出火元の機器が廃棄されれば、確認不能に…

⇒ 出火原因が特定できない場合は、事前に速報にて確認を！

(2) 落雷

☞ 業者の報告書の内容と損傷の多くが機械類であることに留意を！

◆業者の報告書記載事項の留意点

- ・損傷箇所の記載（罹災機器が複数ある場合は、個別の状況を要記載。）
- ・損傷原因の記載 ⇒ 雷がどのように作用したのか？
- ・修繕（交換）方法 ⇒ どのように修理しなければならないのか？

◆損傷の多くが機械類

- ・交換前後の違いがわかるように、製造番号等の写真撮影と説明記入を！
- ・罹災機器の設置場所がわかるように、写真や図面に、設置場所の記載を！
- ・修繕の際に、機器の更新費用が共済金請求額に含まれないよう注意！

(3) 破裂又は爆発による損害

☞ 水道管等の凍結による破裂は対象外！

(4) 外部からの衝突、ガラス損害、風害

☞ 該当する損害の種類の適正な判断を！

【参考：発生事由ごとの分類】

支払対象損害	発生事由
外部からの衝突	①草刈り作業中の飛び石により、ガラスが破損 ②野球部の練習中にファールボールにより、ガラスが破損 ③野球部の練習中ファールボールにより、体育館の外壁が破損 ④根腐れで木が倒れて、外壁が破損
ガラス破損	⑤バレー部が体育館内で練習中にボールをぶつけてガラスが破損
風害	⑥強風により、ガラスが破損 ⑦強風により、物体が飛んできてガラスが破損 ⑧強風で木が倒れて、外壁が破損
免責	⑨バレー部が体育館内で練習中にボールをぶつけて体育館内壁が破損

※倒木については、隣地からの倒木なら隣地の人への請求。

※④の場合は、根腐れであることが確認できる資料必要。

(5) 車両の衝突又は接触による損害

☞ 車両の積載物の衝突、接触による損害も対象です。

◆車両には、原動機付自転車共済や自転車も含みます。

◆衝突・接触箇所は、建物の内側・外側を問いません。

(6) 破壊行為によって生じた損害

☞ 行為者が判明している場合は、共済金請求でなく、「損害賠償請求」

◆共済の目的の機能に支障をきたす損害か否かという観点で以下のとおり判断

- ・建物の内外壁等のスプレー、ペンキによる落書き等 ⇒ 破壊行為に該当
- ・施設の内外壁、公衆トイレの内壁等のマジック、
ピン等の先端が尖った物等による落書き等 ⇒ 破壊行為に非該当

(7) 土砂災害

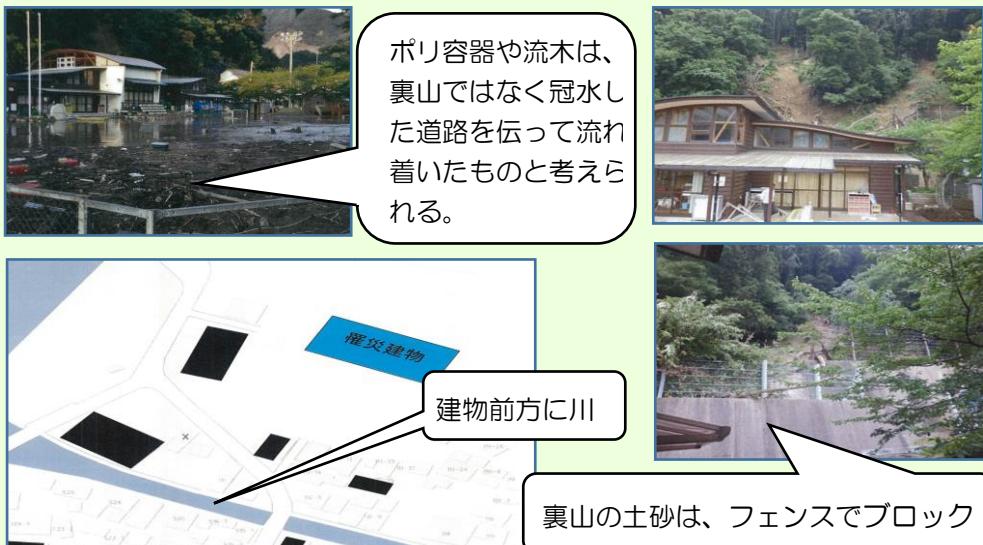
☞ 土砂災害を証明する十分な資料(写真・地図等)を準備すること！

◆適切な写真・地図等で土砂災害であったことの証明ができなければ、
風水害の扱い（共済金支払額は2分の1に）になります。
⇒ 立証資料に不安がある場合は、事前に速報にて確認を！

※参考 業務規程施行細則第3条第8項に風水害による損害を、
業務規程施行細則第3条第10項に土砂災害による損害を規定

【土砂災害が認定されなかった事例（水害となったケース）】

- ①罹災の概要：大雨により、道路が冠水し、土砂・流木による被害を受けた。
②本会の対応：土砂災害で請求も、写真と周辺地図から「水害扱い」とした。



【土砂災害が認定された事例】

- ①罹災の概要：大雨・暴風により、建物裏の土砂崩れにより被害を受けた。
②本会の対応：写真と周辺地図等から「土砂災害」扱いとした。



(崩れた裏山の土砂が建物に流入した様子が見てとれる)

(8) 風水害、雪害

☞ 罹災原因が間違いないか（経年劣化等が原因でないか）

◆経年劣化などによる損傷を、風水害等で請求されるケースあり
⇒ 劣化による損傷は、共済金支払対象外

◆必ず罹災原因が確認できる資料を準備ください

【罹災原因相違（劣化が原因）とされた事例】

①報告された罹災内容

「強風及び強風による飛来物等による建物2階ベランダ部分が損傷、
及び台風の際の降雨による下の階への雨漏り」で請求あり。

②本会の対応

以下により請求書を返送した。

- ・飛来物による損傷が確認できる資料がない
- ・写真②から、シーリングの劣化が確認できる
- ・写真④から、現状復旧でなく過剰修理（防水塗装を施工）が確認可



①施工前



②施工前



③施工中



④施工中



⑤施工後

6 罹災状況写真について留意点等

☞ 修理前・中・後の状況写真（説明付き）で、
逆光に注意した鮮明なカラー写真を

◆損傷（箇所）等が確認できる写真を！

・損傷（箇所）等が高所にある場合など

⇒損傷箇所が高所にある場合（電柱やケーブル、クロージャーなど）には、業者が高所作業車等を使用する修繕時に、損傷箇所及び修繕箇所の近接写真を撮影してもらってください。

・外観からは損傷（箇所）等が確認出来ない場合

⇒修繕作業時でないと、損傷箇所及び修繕箇所が確認できない場合（外観では確認できない場合）は、修繕中写真も撮影を！

◆修繕前写真の撮り忘れに注意を！

⇒必ず事前に損傷や修繕の状況が十分に確認できる写真撮影（の依頼）を！

※損傷（箇所）等の確認ができない場合、共済金が支払われない恐れあり！

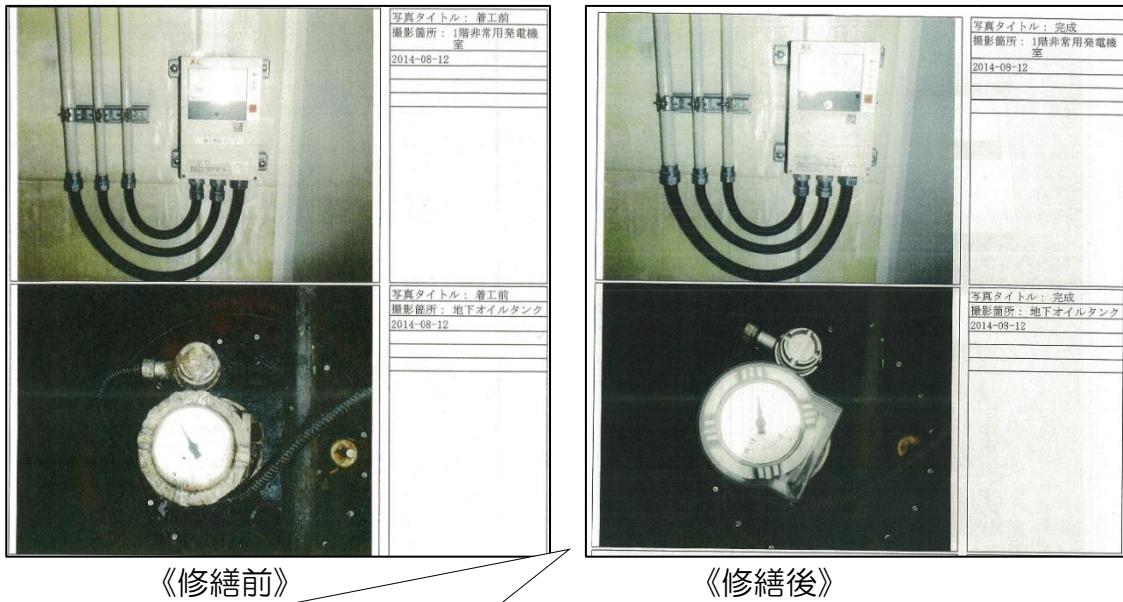
【参考】わかりやすい罹災状況写真の例1（機器類）



☞ わかりやすいポイント

機器類がどこにあるのか
が説明されている点

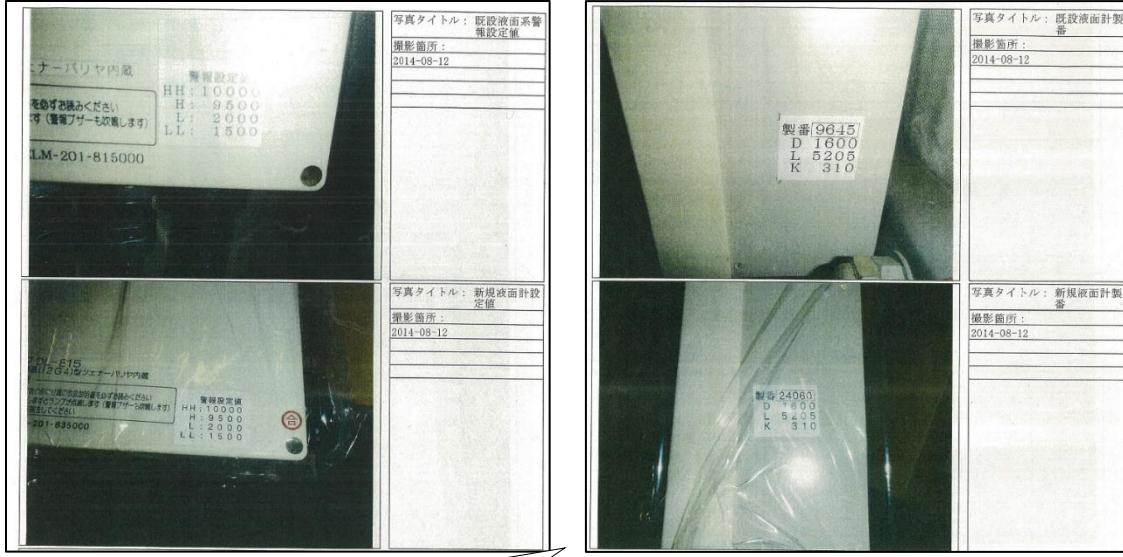
【参考】わかりやすい罹災状況写真の例2（機器類）



☞わかりやすいポイント

- ・修理の前、後が比較できる点
- ・写真の横に、いつ、どこの写真なのかという説明がついている点

【参考】わかりやすい罹災状況写真の例3（機器類）



☞わかりやすいポイント

- 外見上、修理前後の違いが分かりにくい機器類も、左のように、製品番号で違いを明示している点